

答申第191号  
平成29年11月17日

岡崎市長 内田 康宏 様

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 山 崎 浩 司

公文書非開示決定に係る審査請求について（答申）  
平成29年7月25日付け29事第245号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

### 1 審査会の結論

岡崎市長（以下「実施機関」という。）が平成29年3月8日付け28農整第319号により行った非開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し「平成18年度以降の檜山町出合79番地及び出合80番地に係る土地の売買に関する全ての書類並びに工事に関する許可書、許可申請書」（以下「本件公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、同年3月8日付けで、本件開示請求に対し、本件公文書は、取得し、又は作成していないため開示することができないことを理由として、条例第11条第2項の規定により本件処分を行い、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年6月6日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

### 3 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

平成27年4月における岡崎市檜山町字出合79番地及び80番地は用悪水路であり、担当は岡崎市の農地整備課であることも同市のホームページに記しており、これを同課職員等も認めている。開示することはできないでは不十分である。

## (2) 審査請求の理由要旨

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

ア 平成27年4月における檜山町字出合79番地及び80番地は用悪水路であり、担当は岡崎市農地整備課である。担当ではないので請求に係る公文書については、取得し、又は作成していないため、開示することはできないには当たらず、あるはずである。

イ 法定外公共物占用等許可申請以前より檜山町字出合79番地は一部埋まっております、市職員等の説明では不十分であり、請求に係る公文書があるはずである。

ウ 檜山町字出合80番地が一部埋まっております付近の堰の取壊しに係る必然性を市担当者等も認めているので、請求に係る公文書はあるはずである。

## 4 実施機関の主張要旨

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、農地整備課が保有する平成18年度以降の檜山町字出合79番地及び出合80番地に係る土地の売買に関する書類並びに工事に関する許可書、許可申請書であると特定した。

### (2) 本件公文書の不存在の妥当性について

岡崎市法定外公共物管理条例（平成12年岡崎市条例第25号）及び岡崎市法定外公共物管理条例施行規則（平成14年岡崎市規則第20号）に基づき、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路、河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川並びに溝きよ、水路、湖沼及びため池の敷地において、土石、竹木その他の産出物を採取する、掘削、盛土又は切土その他の敷地の形状を変更するなどの占用等を行おうとする者は、当該占用等の許可を得るために、必要書類を添付のうえ、法定外公共物占用等許可申請書を提出しなければならないとされている。

本件公文書の開示請求及び処分の当時は、法定外公共物占用等許可申請のうち、赤線（道）に係る申請の担当課は道路維持課、青線（水路）のうち市街化区域及び豊富小学校区域（ほ場整備事業を実施した箇所を除く）に係る申請の担当課は河川課、青線のうち河川課が担当する区域以外に係る申請の担当課は農地整備課である。そして、出合79番地及び80番地は、豊富小学校区内のほ場整備事業の実施されていない箇所の青線であるため、担当課は河川課であって農地整備課ではないため、農地整備課において本件公文書を取得し、又は作成していないことに何ら不自然な点はない。

したがって、本件公文書を不存在として非開示決定したことは妥当である。

### (3) 審査請求理由に対する説明

ア 審査請求人は、平成27年4月における檜山町字出合79番地及び80番地は用悪水路であり、担当は岡崎市農地整備課であると主張しているが、来庁又は電話での問合せ、平成29年3月23日に開催した審査会及び同年5月18日付け答申において、法定外公共物占用等許可申請の担当について上記4(2)のとおり説明等を受けており、檜山町字出合79番地及び80番地は河川課が担当課であることは認識できたはずである。

また、審査請求人は、檜山町字出合79番地及び80番地は用悪水路であるところ、用悪水路を含む農業用水路の担当課は岡崎市の農地整備課であることが岡崎市のホームページに掲載されていたことから、農地整備課が担当であると主張している。このことについては、岡崎市のホームページに農地整備課総務系の事務概要として「市街化調整区域内における市の農業用水路等の占用・承認工事に関すること」と掲載していたが、市街化調整区域内であっても豊富小学校区域は農地整備課の担当から除かれるという情報を掲載しておらず、適切な表現ではなかったため、審査請求人に陳謝し、直ちにホームページの見直しを行った。

イ 審査請求人は、檜山町字出合79番地の一部が埋まっていること及び同町字出合80番地が一部埋まっている付近の堰の取壊しに係る必然性を市担当者等も認めていることから、請求に係る公文書があるはずであると主張しているが、本件公文書を保有している課は農地整備課ではないため、取得し、又は作成していないことに不自然な点はない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、農地整備課が保有する平成18年度以降の檜山町字出合79番地及び出合80番地に係る全ての土地の売買に関する書類並びに工事に関する許可書、許可申請書である。

### (2) 本件公文書の存否について

審査請求人は、用悪水路の担当は農地整備課であると岡崎市のホームページに掲載されていたこと、檜山町字出合79番地の一部が埋まっていること、同町字出合80番地の一部が埋まっている付近の堰の取壊しに係る必然性を市担当者が認めていることから、本件公文書に係る担当は農地整備課であり、本件公文書は存在するはずであると主張しているが、審査請求人が根拠として主張する上記岡崎市のホームページの掲載内容は誤りであって、青線である檜山町字出合79番地及び80番地に係る法定外公共物占用等許可申請の担当は農地整備課ではなく河川課であることから、農地整備課において本件公文書を取得し、又は作成していないため、本件開示請求に

係る公文書を保有していないことについて、不合理な点があるとまでは認められない。

以上を踏まえ、当審査会としては、本件公文書の存否について実施機関の説明の妥当性を検討するところ、実施機関の上記説明に不自然な点は認められず、他に本件公文書の存在を認めるに足りる事情も見当たらないため、実施機関が本件公文書を保有していないとの判断に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上